

# **給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント**

**令和7年10月  
新潟市人事委員会**

## 【給与勧告制度とは】

公務員は、民間企業の従業員と異なり、憲法で保障された労働基本権が制約されています。このような労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法により人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

給与勧告は、市職員の給与が社会一般の情勢に適応した適切なものとなるよう、市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準を均衡させることを基本としています。

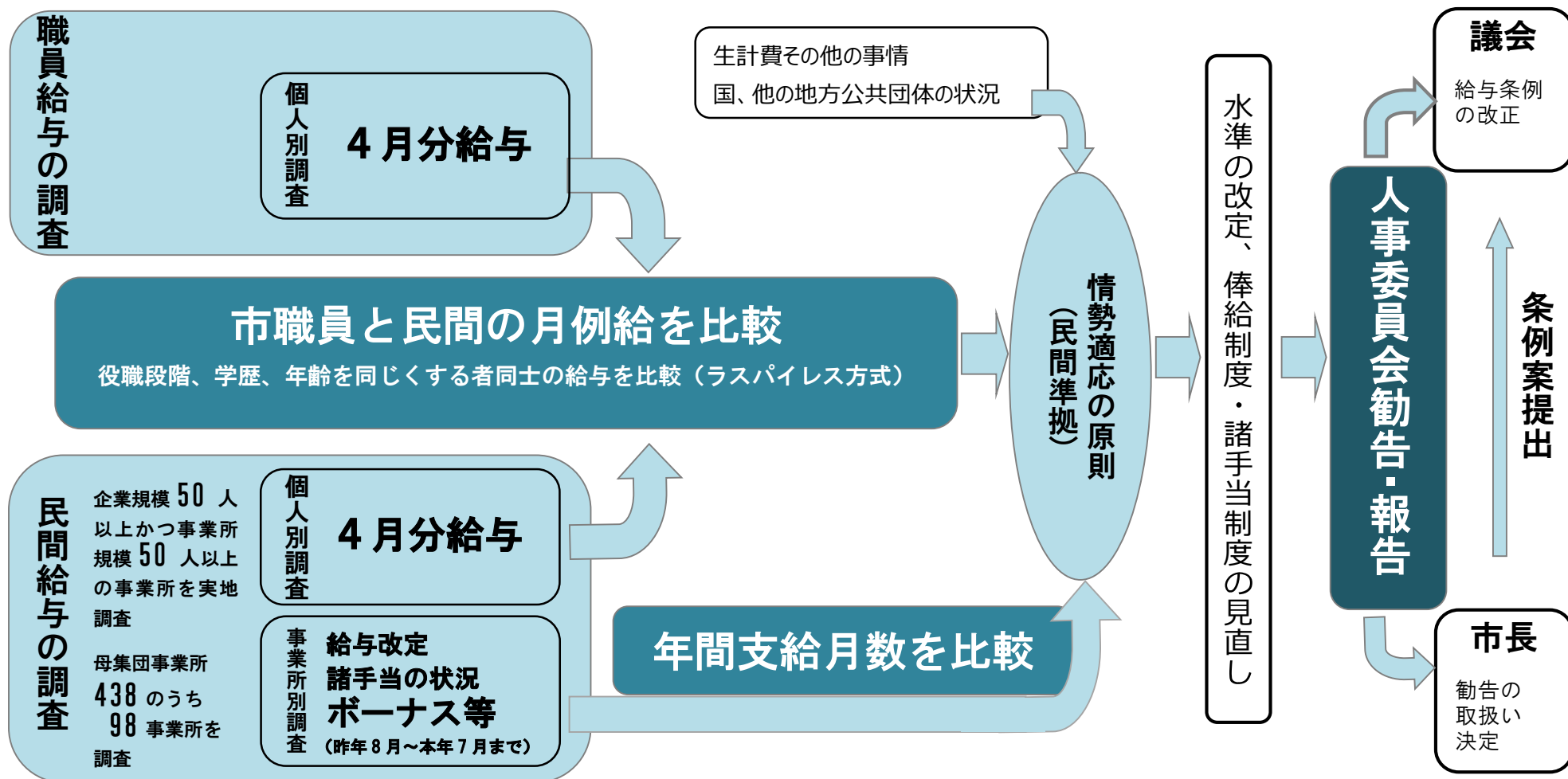
この給与水準を精密に比較するため、人事委員会は、毎年、市内民間企業の従業員の給与等について詳細な調査を行い、その結果を基に、給与等に関する報告及び勧告を行っています。

## 目 次

|   |                      |       |   |
|---|----------------------|-------|---|
| ① | 給与勧告の流れ              | ．．．．． | 2 |
| ② | 給与勧告の対象職員            | ．．．．． | 3 |
| ③ | 調査事業所の状況             | ．．．．． | 4 |
| ④ | 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較） | ．．．．． | 5 |
| ⑤ | 民間給与との比較の結果          | ．．．．． | 6 |
| ⑥ | 本年の勧告のポイント           | ．．．．． | 7 |
| ⑦ | 過去の給与勧告の状況           | ．．．．． | 9 |

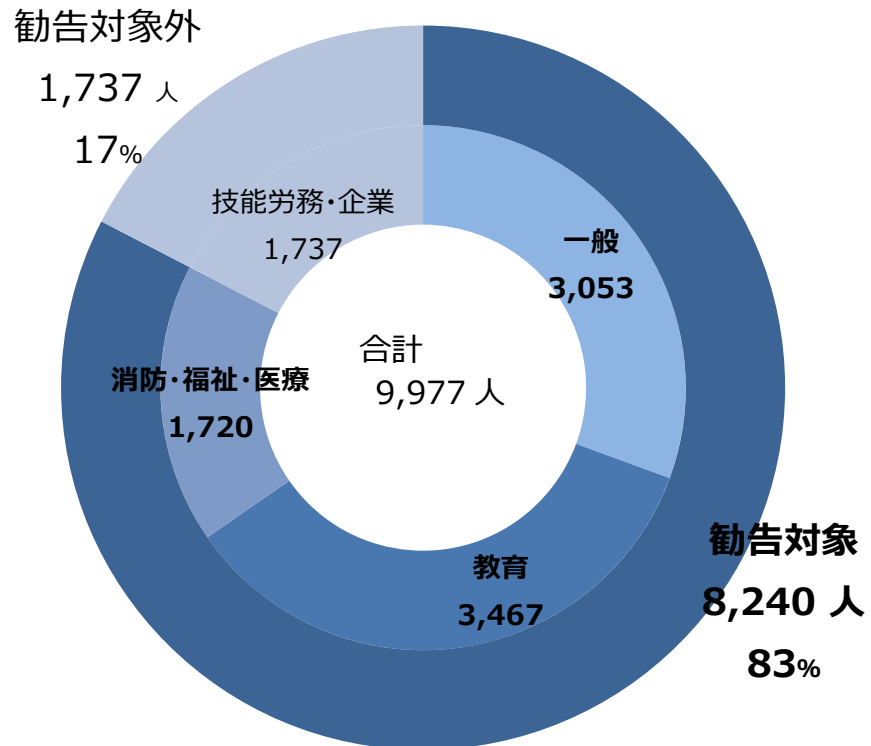
## ① 給与勧告の流れ

新潟市人事委員会では、市職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間（昨年8月から本年7月まで）の支給実績を把握し、民間の年間支給割合に市職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



## ② 給与勧告の対象職員

新潟市に勤務する一般職の職員のうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、技能労務職員並びに市民病院及び水道局の企業職員を除いた8,240人（令和7年4月1日現在）です。



|       |                | 適用俸給表      | 職員数（人） |
|-------|----------------|------------|--------|
| 勧告対象  | 一般             | 一般         | 3,053  |
|       | 教育             | 教育職（１）     | 241    |
|       |                | 新潟県の例によるもの | 10     |
|       |                | 教育職（２）     | 3,216  |
|       | 消防<br>福祉<br>医療 | 医療職（１）     | 4      |
|       |                | 医療職（２）     | 83     |
|       |                | 医療職（３）     | 151    |
|       |                | 消防職        | 928    |
|       |                | 福 祉 職      | 554    |
|       | 小 計            |            | 8,240  |
| 勧告対象外 | 技能労務職          |            | 366    |
|       | 企業職（病院）        |            | 1,070  |
|       | 企業職（水道）        |            | 301    |
| 全俸給表  |                |            | 9,977  |

※令和7年職員給与実態調査結果をもとに算出

（再任用、臨時的任用、任期付、会計年度任用及び育児休業等の職員を除く。）

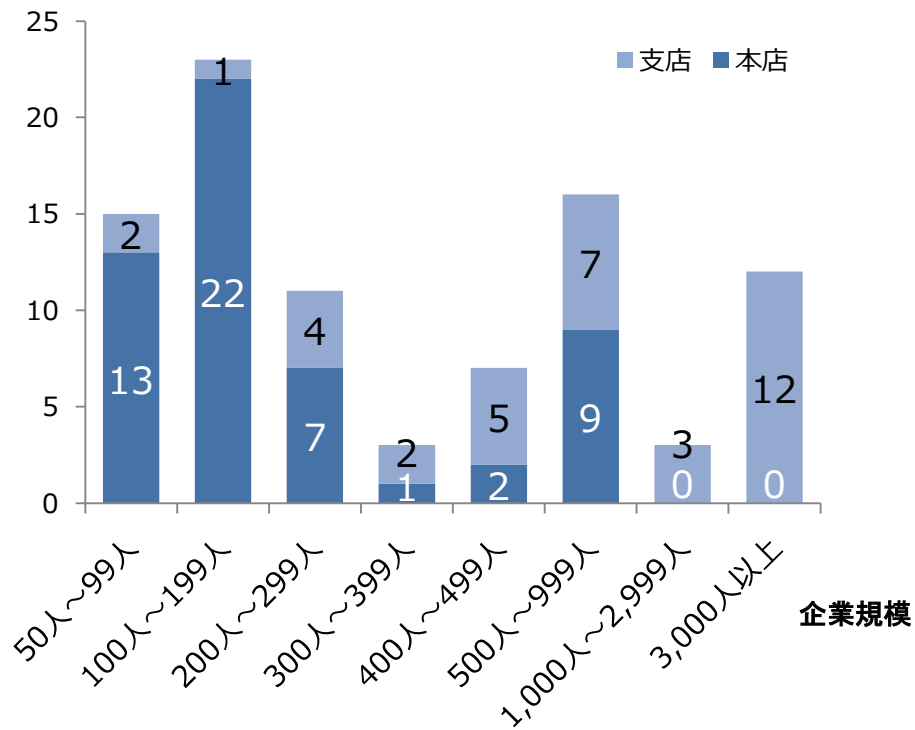
### ③ 調査事業所の状況

※抽出した 98 事業所のうち、調査が完了した 90 事業所

#### 調査事業所（90事業所）における

事業所数

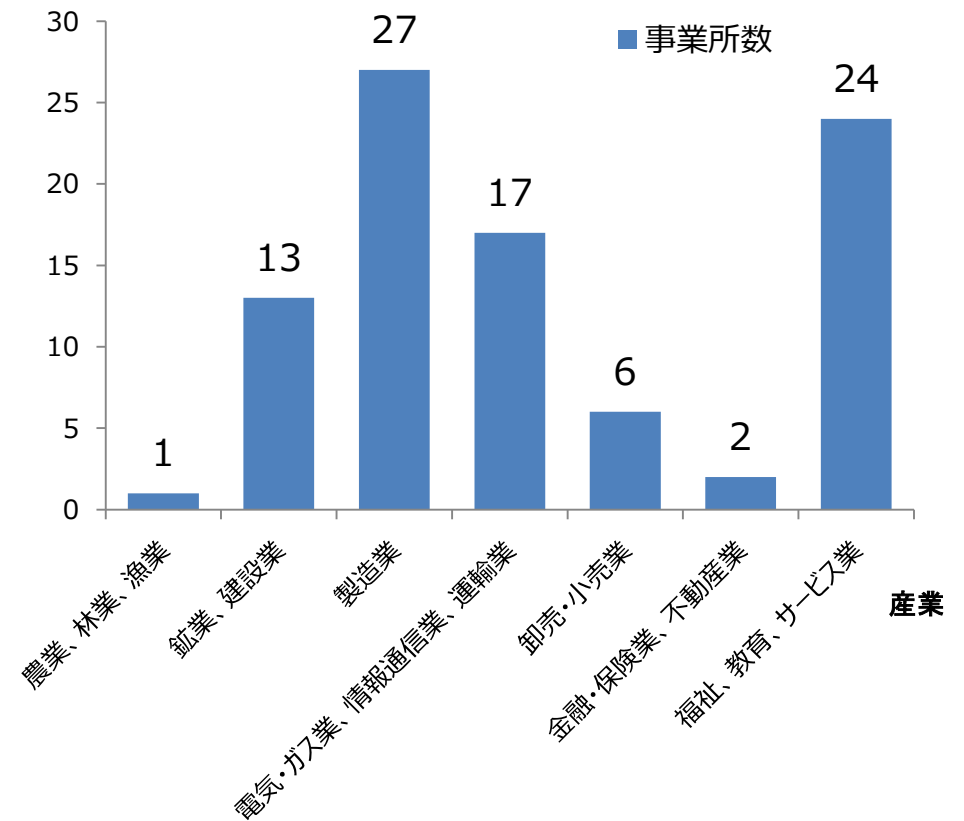
#### 企業規模・本支店別の構成



#### 調査事業所（90事業所）における

事業所数

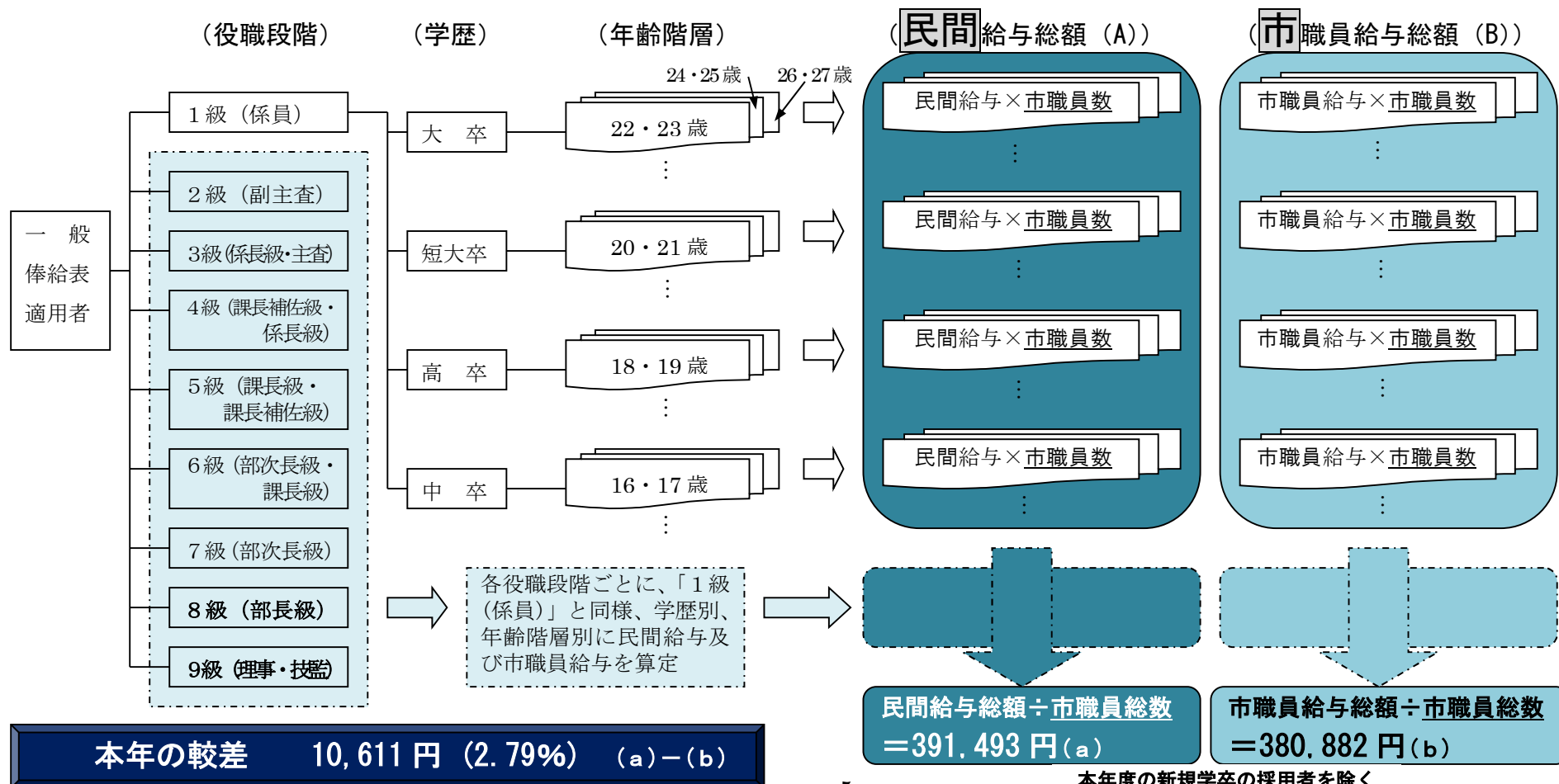
#### 産業別構成



#### ④ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

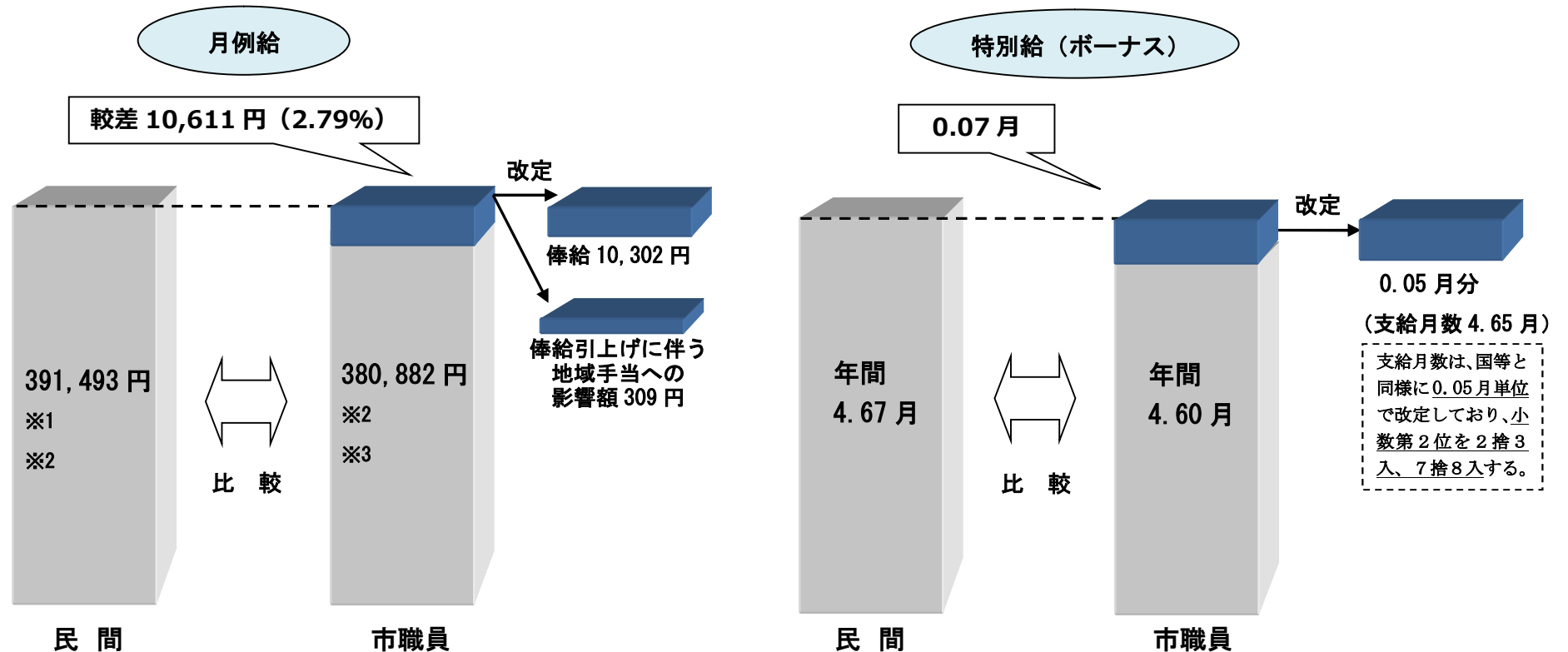
具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間事業所の従業員（企業規模100人以上）の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



## ⑤ 民間給与との比較の結果

民間給与との比較では、市職員の給与が月例給で 10,611 円※（2.79%）、特別給で 0.07 月分下回っていました。  
月例給は民間給与との較差を解消するため、特別給は民間の支給割合との均衡を図るため、引上げ改定を行うこととしました。

※ 民間の給与額を役職段階、年齢、学歴別に整理した上、市職員の人数構成に置き換えて比較した結果であり、異なる条件を一切考慮しない単純平均ではありません。



※1 民間給与と実態調査による民間給与の額は、市職員の人員構成を基準に比較できる民間給与のみを集計した値（ラスパイレス方式により算出）

※2 本年度の新規学卒の採用者等を除く。

※3 市職員の月例給に含まれる給与の種目は、俸給月額、俸給の調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当である。

## ⑥ 本年の勧告のポイント

### 1 公民給与の比較方法の見直し

公民給与の比較対象を、企業規模 50 人以上の事業所従業員から企業規模 100 人以上の事業所従業員に見直し

### 2 俸給表

#### (1) 一般俸給表

民間及び国や他の地方公共団体の初任給の動向等や、本市において人材確保が深刻な課題であることを踏まえ、採用における給与面での競争力を向上させるため、初任給を大幅に引上げ 【大卒】237,600 円 (+11,800 円) 【高卒】206,700 円 (+12,000 円)

また、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で全級全号俸を引上げ（平均改定率 3.0%）

#### (2) その他の俸給表

一般俸給表との均衡を基本に、引上げ

### 3 特別給（ボーナス）

職員の特別給の支給割合を考慮し、支給月数を引上げ（4.60 月→4.65 月）

※引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

### 4 初任給調整手当

医療職俸給表(1)の改定状況及び人事院勧告を踏まえ、所要の改定を実施

### 5 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与状況及び人事院勧告を踏まえ、所要の改定を実施

## 6 通勤手当

### (1) 交通用具使用者に対する通勤手当

①現行の「10 km以上 15 km未満」から「60 km以上」までの距離区分について 200 円から 7,100 円までの幅で手当額を引き上げる。

②「100 km以上」を上限とする距離区分を創設する。

### (2) 月の途中に採用された職員等の通勤手当

月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当の支給できるよう、所要の措置を講じる。

## 7 実施時期

俸給表、初任給調整手当、宿日直手当 令和 7 年 4 月 1 日

特別給 令和 7 年 12 月 1 日

交通用具使用者に対する通勤手当 令和 8 年 4 月 1 日 から実施

## 【参考】給与改定の影響

職員の年間給与（一般俸給表適用者）

| 改定前         | 改定後         | 増減額（率）           |
|-------------|-------------|------------------|
| 6,409,000 円 | 6,610,000 円 | 201,000 円（3.14%） |

※人件費（共済費等を除く）への影響額 約 17.30 億円（企業職員を除く 8,606 人による試算）

## ⑦ 過去の給与勧告の状況

| 区分<br>年 | 月例給      |         | 特別給（ボーナス） |          | 一般俸給表適用職員の<br>平均年間給与 |         |
|---------|----------|---------|-----------|----------|----------------------|---------|
|         | 公民較差     | 較差率     | 年間支給月数    | 対前年比増減   | 増減額                  | 率       |
| 平成 27 年 | 1,158 円  | 0.32%   | 4.20 月    | 0.10 月   | 5.6 万円               | 0.97%   |
| 平成 28 年 | 519 円    | 0.14%   | 4.30 月    | 0.10 月   | 4.5 万円               | 0.77%   |
| 平成 29 年 | △ 646 円  | △ 0.18% | 4.40 月    | 0.10 月   | 2.6 万円               | 0.45%   |
| 平成 30 年 | 1,262 円  | 0.36%   | 4.45 月    | 0.05 月   | 3.9 万円               | 0.67%   |
| 令和 元年   | 434 円    | 0.12%   | 4.50 月    | 0.05 月   | 2.6 万円               | 0.44%   |
| 令和 2 年  | △ 90 円   | 勧告なし    | 4.45 月    | △ 0.05 月 | △ 1.8 万円             | △ 0.30% |
| 令和 3 年  | △ 165 円  | 勧告なし    | 4.30 月    | △ 0.15 月 | △ 5.7 万円             | △ 0.95% |
| 令和 4 年  | 717 円    | 0.20%   | 4.40 月    | 0.10 月   | 5.0 万円               | 0.84%   |
| 令和 5 年  | 2,059 円  | 0.56%   | 4.50 月    | 0.10 月   | 7.4 万円               | 1.22%   |
| 令和 6 年  | 11,130 円 | 3.01%   | 4.60 月    | 0.10 月   | 22.8 万円              | 3.72%   |
| 令和 7 年  | 10,611 円 | 2.79%   | 4.65 月    | 0.05 月   | 20.1 万円              | 3.14%   |